

改正

令和5年3月28日訓令第12号

元気な農業サポート事業実施要領

(目的)

第1条 土づくりの推進と圃場の土地条件を改善するため、小規模土地改良事業及び環境や景観を意識した営農の推進を目指した農業に係る補助を実施し、持続的な農業経営の支援を図る。

(事業の内容)

第2条 事業内容については、次のとおりとする。

- (1) 客土
- (2) 石礫除去
- (3) ストーンクラッシャー
- (4) 耕地防風林植栽及び伐根
- (5) 浸透層設置
- (6) 浸透層修繕
- (7) 土壌診断
- (8) 集積場取付道路整備
- (9) 廃プラスチック処理
- (10) 農産物堆肥集積場設置
- (11) 農産物堆肥集積場修繕

(事業の実施)

第3条 事業の実施主体は、農業を営む経営体又は農業を営む経営体が組織する営農集団とする。

2 事業を実施しようとする事業実施主体は、元気な農業サポート事業実施計画承認申請書(第1号様式)に事業実施位置図を添えて村長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる事業については、各事業補助金交付要綱に基づいて実施する。

- (1) 浸透層設置事業
- (2) 農産物堆肥集積場取付道路整備事業
- (3) 廃プラスチック処理事業
- (4) 農産物堆肥集積場設置事業
- (5) 土壌診断事業

(補助金の助成)

第4条 助成内容は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内において第2条に掲げる事業を行うものに補助金を交付するものとする。

2 補助金交付に関しては、補助金等交付規則(平成14年規則第21号)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、中札内村に対し、元気な農業サポート事業補助金交付申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて補助金の交付の申請を行うものとする。ただし、第3条第2項第1号から第3条2項各号に掲げる事業については、各事業補助金交付要綱に基づいて実施する。

- (1) 請求書の写し又は内訳の分かる領収書の写し
- (2) 公金支出口座申出書

2 補助金の交付の条件については、次のとおりとする。

(1) この事業により取得した財産を村長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付してはならない。ただし、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過した時はこの限りでない。

(2) この事業により取得した財産が、天災その他事故により棄損したときは、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、前項の期間を経過した場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 事業者から申請があったときは、当該申請書等を審査し、交付の可否を決定し、元気な農業サポート事業補助金交付決定兼額確定通知書（第3号様式）又は元気な農業サポート事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をもって補助金の額を確定するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日訓令第12号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

助成の内容、補助対象経費及び補助率、限度額等

補助対象経費	事業内容	区分	補助基準額及び補助率	限度額
客土に要する経費	土運搬費		6,500円／台 (7 t 以内)	1 経営体 60台以内
石礫除去に要する経費	機械の運搬費	運搬	16,000円／1往復	1 経営体 50時間以内
	機械の利用料	機械	5,000円／h	
ストーンクラッシャーに要する経費	ストーンクラッシャーに要する費用		9,000円以内／10 a	1 経営体あたり 2 h a 以内
耕地防風林に要する経費	苗木購入費（植栽に係る費用を含む）	植栽	販売単価 (植栽に係る費用を含む)	一筆又は一続きの農地一箇所に つき 5万円以内
	伐根費用（風倒木処理に係る費用）※災害時に適用	伐根	事業費の1／2以内	1 経営体あたり 20万円以内
圃場内の浸透	設置費	設置	事業費の1／2以内	1 基あたり

層に要する経費				30万円以内 (1経営体あたり5基以内)
	修繕費	修繕	事業費の1/2以内	1基あたり 10万円以内
土壌診断に要する経費	中札内村農業協同組合に依頼した際の診断費		事業費の1/2以内	中札内村農業協同組合への補助 (1経営体あたり1万円以内)
集積場に整備する取付道路に要する経費	集積場取付道路整備事業費	整備	事業費の1/2以内	1経営体あたり 25万円以内
廃プラスチック処理に要する経費	処理費用(中札内村農業協同組合に産業廃棄物を収集・運搬した際の処分費。運搬費及び処理作業料は除く)		事業費の1/4以内	中札内村農業協同組合への補助 (中札内村農業協同組合で処理費の軽減を図る)
圃場内の農産物堆肥場に要する経費	設置費	設置	事業費の1/2以内	1基あたり 20万円以内 (1経営体あたり2基以内)
	修繕費	修繕	事業費の1/2以内	1基あたり 5万円以内

元気な農業サポート事業実施計画承認申請書

年 月 日

中札内村長 様

（申請者） 住所 中札内村
氏名
電話番号

年度元気な農業サポート事業を下記のとおり実施したいので、元気な農業サポート事業実施要領第3条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

事業の実施計画

事業の内容	概算事業量	概算事業費	着手予定年月日 完了予定年月日	施行予定業者
客 土	畝 台	千円	年 月 日 年 月 日	
石 礫 除 去	畝 時間	千円	年 月 日 年 月 日	
ストーンクラッシャー	a	千円	年 月 日 年 月 日	
耕地防風林植栽	本	千円	年 月 日 年 月 日	
浸 透 層 修 繕	箇所	千円	年 月 日 年 月 日	
農産物堆集積場修繕	箇所	千円	年 月 日 年 月 日	

添付書類 事業実施位置図

事業実施位置図

事業実施主体名：											
村 道 号									村 道 号		
											東 線
											東 線

注1 自宅または付近の住宅を記入する。

注2 村道等の表示は、横に線を、縦に号を入れる。

注3 事業実施箇所を で表示し、事業の内容を記入する。

第2号様式（第5条関係）

元気な農業サポート事業補助金交付申請書

金

円

年度元気な農業サポート事業に対し、補助金を交付されたく元気な農業サポート事業実施要領第4条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

（申請者） 住所 中札内村
氏名

中札内村長 様

記

1. 添付書類 ・ 請求書の写し（又は内訳のわかる領収書の写し）
・ 公金支出口座振替申出書

公 金 支 出 口 座 振 替 申 出 書

氏 名（名称） _____

住 所 中札内村

公 金 の 種 類 補助金

払い渡しを希望 金融機関名 中札内村農業協同組合
する金融機関

普通
口座番号 当座 _____
残高

口座名義人 _____

上記のとおり公金の支払について、金融機関を指定したので口座振替により
支払いされることを申し出します。

年 月 日

氏 名（名称）

中札内村長 様

第 3 号様式（第 5 条関係）

元気な農業サポート事業補助金交付決定兼額確定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度元気な農業サポート事業補助金に対し、金
円を補助します。

年 月 日

住 所

氏 名

中札内村長

第 4 号様式（第 5 条関係）

元気な農業サポート事業補助金不交付決定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度元気な農業サポート事業補助金については、下記事由によ
り交付できませんので通知します。

記

（事 由）